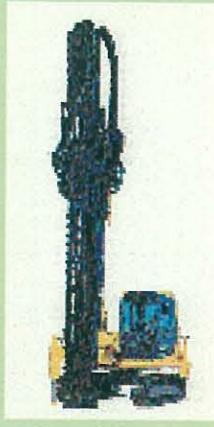


**排出ガス対策型建設機械
(第3次基準)
指定制度等について**

オフロード法の規制対象外となる機械について

エンジン出力帯	公道を走行しない自動車で次のもの ・道路運送車両法の特殊自動車 ・建設機械抵当法に規定する建設機械に該当する自動車 ・その他の構造が特殊な自動車	自動車に該当しない建設機械の例
8~19kW	小型ローラ 小型バックホウ 等	
19kW ~ 560kW	<p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」による排出ガス規制の対象</p>  <p>バックホウ（クローラ型）</p>  <p>ブルドーザ</p>  <p>基礎工事用機械</p>	 <p>発動発電機</p>  <p>空気圧縮機</p>

※図示した機種はあくまでも該当機種の例を示したものである

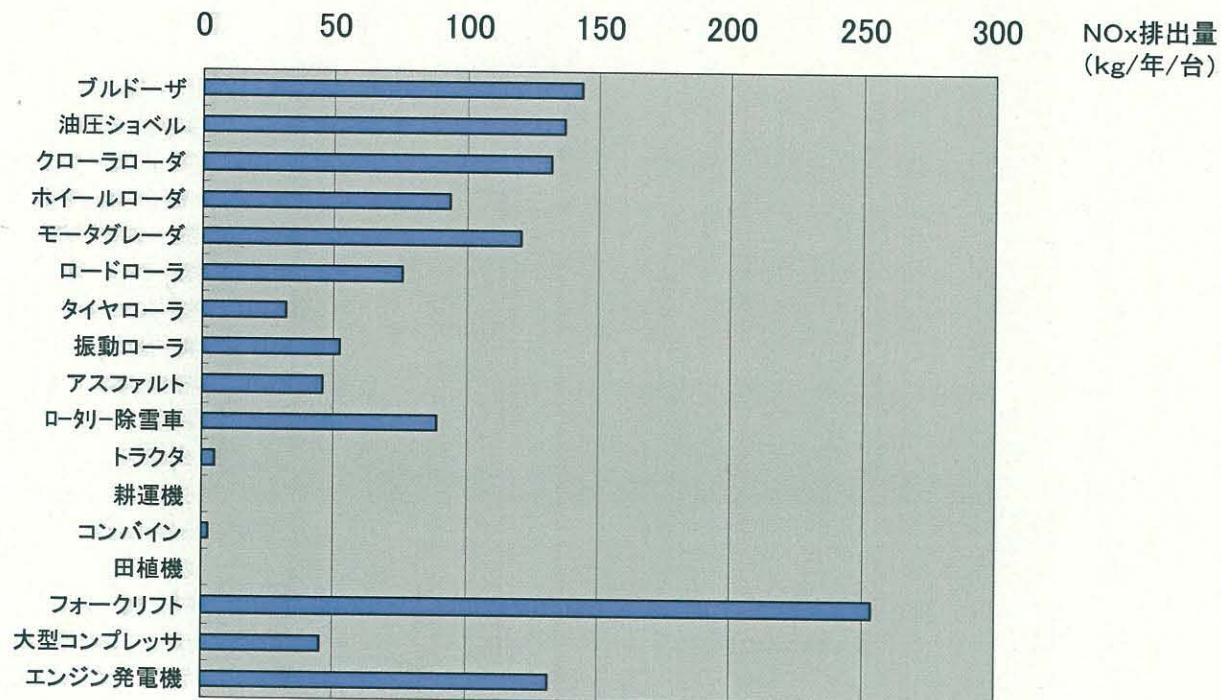
 :オフロード法の規制対象外機械

 :オフロード法の対象機械

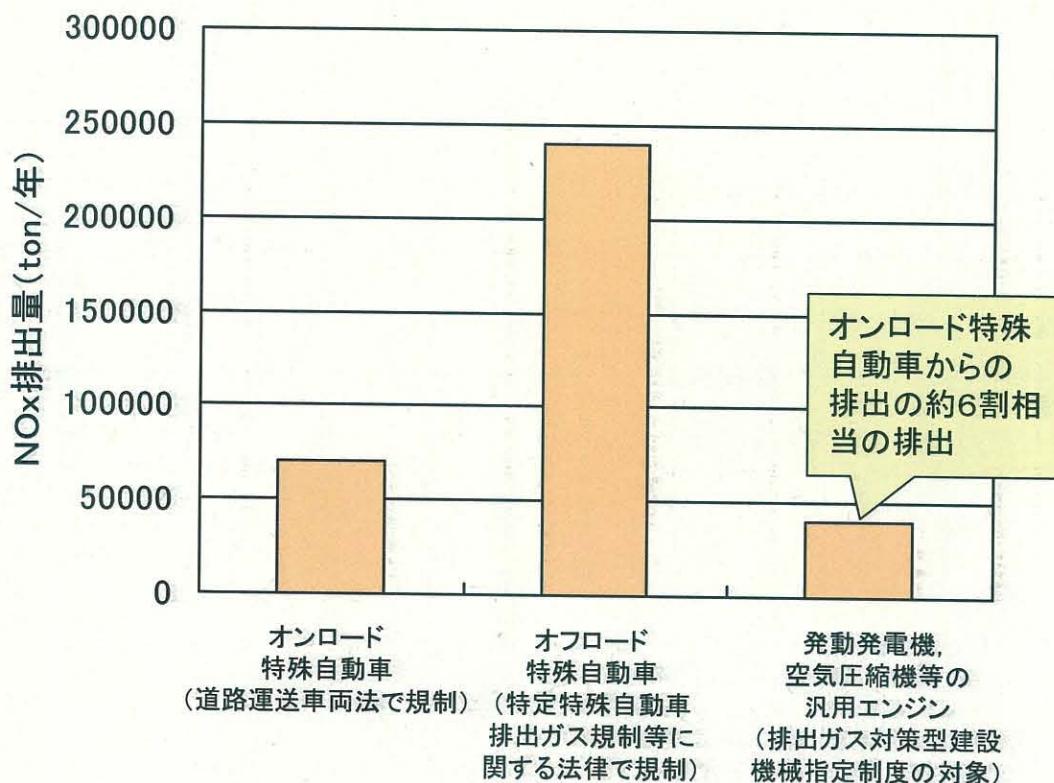
(将来予定している、直轄工事における3次基準適合機械の使用原則化に際しては、法対象車両と同様の取り扱いとする。)

オフロード建設機械の機種別排出ガス寄与度

機種別単位台数当たりの年間排出量(NOx)



発動発電機、空気圧縮機等の汎用エンジンの排出の寄与(NOx)

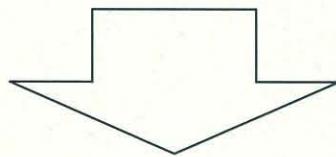


※中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第六次答申)」より

発動発電機等に対する排出ガス対策の対応について

【国会審議における附帯決議の概要(抜粋)】

現在排出ガス許容限度が設定されていない特殊自動車や可搬式の発動発電機等特殊自動車以外の汎用エンジンに対する排出ガス規制の早期導入の検討



排出ガス対策型建設機械指定制度を活用した排出ガス対策の取り組み

- ・オフロード法における同一の基準値(第3次基準)による指定制度の実施
- ・第3次基準を満足する機械に対する直轄工事における使用原則化(時期については、普及状況を踏まえ今後決定)